

手話通訳等の

実施費用を助成します

千代田区は、障害者が日常生活又は社会生活を営む上で円滑な意思疎通を図ることができる社会の実現のため、平成28年10月に「千代田区障害者の意思疎通に関する条例」を制定しました。

この条例の趣旨の普及を図るため、区が共催・後援する事業や、区内事業者が開催する講演会等に参加する障害者のために、手話通訳・要約筆記者等を手配し又は点字の資料を作成した場合、その費用を助成します。



【対象者】 次のいずれか

- ①区内に住所を有する法人・団体等
- ②区が共催・後援する事業を実施する法人・団体等

【助成対象経費】

上記対象者が開催する講演会等に参加する障害者のために、かかった下記の経費
※平成29年4月以降に開催したもの。ただし上記①の対象者については区内で開催したものに限る。

※公序良俗に反するもの、政治又は宗教にかかわるもの、営利を目的とするものは除く。

- ①手話通訳・要約筆記等の実施費用
(千代田区は派遣手配は行っておりません。主催者をご手配ください。)
- ②講演会等で配布するための点字資料等作成費用
(点字資料等は主催者をご用意ください。)

【助成金額及び助成回数】

1 助成対象者につき年度内5回まで、1日(回)あたり50,000円を限度に全額助成

手話通訳の実施費用はいくらくらい？

業者によって異なりますが、手話通訳者1名あたり最初の1時間が6,000円前後、以降1時間毎に3,000円前後です。
手話通訳の実施等が必要で事業者に心当たりがない方は、裏面のお問合せ先にご相談ください。

※※※ 申請方法等は裏面をご覧ください。 ※※※

【申請方法】

★事業終了後、「助成金交付申請書」に下記の書類を揃え提出してください。

- ①助成対象事業の実施が確認できる書類（チラシ等）
- ②手話通訳等の利用及びその費用の支払いを確認できる書類（領収書等）
- ③法人事業税及び法人住民税の納税証明書 ※法人のみ

★その他必要書類

- ①区内に住所を有する法人・団体等の場合
→千代田区の共催（後援）名義使用承認書または、所在地が確認できる書類（定款、会社案内、登記簿謄本等）※名刺は不可
- ②区内に住所を有しない法人・団体等の場合→千代田区の共催（後援）名義使用承認書

【助成金給付までの流れ】

①助成対象者が助成対象事業を実施し、費用を支払います。



②事業実施日の属する月の翌月から起算して1年以内（ただし平成33年度に実施する助成対象事業については、平成34年3月31日まで）に、「助成金交付申請書」に必要書類を添え区へ提出します。



③区は申請書類を確認し、助成が適当と認める者には「交付決定通知書」と「請求書様式」を郵送します。（認められない場合、「不交付決定通知書」を送付）



④区へ「請求書」を提出します。



⑤区は、「請求書」に記載されたご指定の金融機関の口座に、助成金を振り込みます。

「千代田区障害者の意思疎通に関する条例」とは

①障害者の意思疎通を円滑に図る権利を最大限尊重すること②障害の特性に応じた合理的配慮をすること③障害のある人とない人が相互理解の上、互いの個性と人格を尊重することを基本理念とし、区と区民・事業者の責務等を定めています。

●区の責務

障害者の意思疎通の手段に関して、選択の機会の確保及び拡大を図り、区民・事業者等と連携し、災害時も意思疎通の手段が確保できる環境を整備すること。

●区民・事業者の責務

基本理念への理解を深め、意思疎通に関する合理的配慮を行うよう努めること。また、事業者は区の施策に協力し、区外の事業所にも同様の協力を求めること。

※この助成制度は、平成33年度までの時限付です。平成34年3月31日までに申請が受理されない場合、無効となります。



【申込み・お問合せ】

千代田区 障害者福祉課 地域生活推進係

TEL…03-5211-4128

FAX…03-3239-8606

メール…shogaishafukushi@city.chiyoda.lg.jp